

協議第 1 1 6 号

平成 1 6 年 6 月 2 3 日 確認

各種事務事業の取扱い（下水道事業）について

各種事務事業の取扱い（下水道事業）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 2 3 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 下水道事業計画については、新市において見直しを行い、合併後3年程度で計画の一元化を図るものとする。なお、それまでの間は現行のとおり取り扱うものとする。</p> <p>2 公共下水道事業受益者負担金の算定方式については、久居市の例により合併時に一元化する。</p> <p>(1)算定対象事業費 末端管渠整備費(単独事業費)</p> <p>(2)負担率 1/5</p> <p>(3)賦課方式 面積割</p> <p>ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で合併後賦課を行う場合は、従前の例によるものとする。</p> <p>その他賦課徴収事務の取り扱いについては、津市の例により合併時に一元化する。</p>
関係項目	下水道事業		<p>3 公共下水道使用料の料金体系については、久居市の例により合併時に一元化する。</p> <p>ただし、新市において下水道事業の運営に支障がないよう、新市で新たに策定する下水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定についての検討を行うものとする。</p> <p>その他賦課徴収事務の取り扱いについては、津市の例により、合併時に一元化する。</p> <p>4 流域下水道の維持管理負担金及び建設負担金については、合併までに県当局と協議し、調整する。</p>

## 先進地事例

## 【静岡市】

下水道事業については、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。

## 【いなべ市】

下水道事業については、合併後も速やかに事業を推進し、下水道の普及を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。

受益者負担金は現行のとおりとし、認可事業終了後については、新市の負担金額とする。

使用料については、員弁町の制度に統一する。

## 【安芸高田市】

下水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- (1) 受益者負担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- (2) 使用料については、合併後2年間は各町の例により、3年目に吉田町の例により調整を図る。
- (3) 新市における受益者負担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体系とする。

## 【かほく市】

公共下水道事業については、次のとおり調整する。

- (1) 公共下水道事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。
- (2) 公共下水道事業受益者負担金については、適正な負担額のあり方及び徴収方法等を合併時に調整する。
- (3) 公共下水道事業の下水道使用料については、適正な料金体系及び徴収方法等を合併時に調整する。
- (4) 水洗便所等改造資金の融資斡旋制度及び助成制度については、金額及び条件等を合併時に調整する。